

～ 子への接近禁止・電話等禁止を申し立てる方へ ～

- 1 子への接近禁止・電話等禁止は、接近禁止命令が認められる方について、同居している未成年の子に関して相手方と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認められる場合（例えば、相手方が幼年の子を連れ戻すと疑われる言動をしているなど）に、申立てにより認められます。

子への接近禁止命令は、1年間、未成年の子の身边につきまったり、子の住居（相手方と生活の本拠を共にしている住居は除く。）や学校等の付近をうろついたりしてはならないことを命ずるものです。

子への電話等禁止命令は、1年間、子に対する無言電話、緊急時以外の深夜早朝の電話、位置情報の無承諾取得などの法令で定められた一定の行為を禁止する命令です。

- 2 対象となるのは、未成年のあなたの子（実子及び養子）です。

あくまでも目的は申立人の保護ですので、子への相手方の暴力の有無やそのおそれが理由になるわけではありません。

- 3 申立てをするには、あなたと子が同居している必要があります。一時的に避難しているとしても、一緒に避難していなければなりません。子があなたと同居していない場合は、親族等への接近禁止の申立てとなります。ただし、その子が相手方と同居している場合はどちらの対象にもなりません。

また、子への接近禁止・電話等禁止のみを単独で求めることはできず、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。

- 4 申立ての前に、上記1にあるような事情について、配偶者暴力相談支援センターまたは警察で相談する必要があります。

(事前に相談していない場合、公証人役場に行き、宣誓供述書を作成し、この宣誓供述書を保護命令の申立書に添付しなければなりません。)

- 5 子が満15歳以上のときは、その子の同意書を添付してください。その際には、テストや手紙など、その子の筆跡が分かるものを一緒にお持ちください。